

平成 27 年度高岡市の行財政改革について

平成 27 年 2 月

我が国においては、深刻化する人口減少と少子高齢化の下で地方を活性化させ「地方創生」を成し遂げることが喫緊の課題となっている。

本市においても、人口減少・少子高齢化は急速に進展しており、厳しい財政状況下にあっても、行政サービスの質の低下を招くことなく、地域の特性を生かし、魅力的で個性のある「未来高岡」へのまちづくりを推進していく必要がある。このため、新たな「高岡市行財政改革推進方針（第 2 次行財政改革アクションプラン）」に基づき、効率的・効果的な行財政運営に取り組む。

1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理・合理化 合計 167 件

限られた財源を有効に活用し、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、すべての事務事業について、行政の果たすべき役割、効果や効率性の観点などから検証を行い、事務事業の整理・合理化を進める。

① 事業効果等を勘案し廃止するもの 7 件

- ・伏木地区コミュニティ施設（仮称）の開設に伴う伏木福祉会館機能及び伏木図書館機能の整理・統合
- ・五位山交流館の開設に伴う、五位山地区の地域振興機能の整理（淵ヶ谷センターを五位集会所として機能転換など）
- ・博労小学校及び成美小学校における給食調理業務の単独校方式の実施により、小学校給食調理業務が単独校方式へ完全移行することに伴う、清水町共同調理場の廃止
など

② 実施方法やコスト縮減等について見直しを図るもの 160 件

- ・受益者負担適正化の観点からの浴室使用料の見直しによる歳入増（里山交流センター、ふれあい福祉センター、老人福祉センター、スポーツ健康センター）
- ・再生可能エネルギーの積極的な活用による電気料金の軽減（戸出西部市営住宅、福岡駅前自転車駐車場）
- ・指定管理者の指定替えに伴う指定管理期間の延長など
- ・ひとり親家庭支援として地域商品券を配布する際の基準見直し
（他のひとり親家庭支援制度の支給基準との整合性を考慮し、非課税要件追加）
- ・「選択と集中」の視点からの市単独補助金の見直し等による各種助成制度の整理

など

- (2) 評価手法の活用
 - ・「地方創生」に向けた地方版総合戦略の策定
 - ・総合計画第2次基本計画等の各種計画の推進における評価の視点に立った進行管理の実施及び総合計画第3次基本計画の策定に向けた目標指標の再検討
 - ・新地方公会計制度の整備に向けた取組み
- (3) 事務効率の向上
 - ・地図データの共有による各種業務の効率化に向けた統合型GIS（地理情報システム）の導入
 - ・社会保障・税番号制度の導入に向けたシステム改修等の対応
 - ・意思決定の迅速化に向けた決裁ラインの見直し等の検討
- (4) 民間活力の活用の推進
 - ・民間事業者等のノウハウ導入による施設の効果的・効率的な運営を図るため、新高岡駅観光交流センター、戸出コミュニティセンター、五位山交流館、新高岡駅立体駐車場等に指定管理者制度を導入する。

2 信頼される行政

- (1) 市民に信頼される職員の育成
 - ・職員モラル、公務員倫理に関し、意識啓発（職場討論）の実施と継続的な研修フォローアップによる意識定着の促進
 - ・市民の立場で考え、市民の目線で課題に取り組む職員の育成
 - ・中堅職員向けの研修（グループによる行政課題の調査研究）の実施による実践的な政策法務、政策形成能力の向上
 - ・国、県及び他の地方自治体への研修派遣や消防職員の人事交流による職員の行政実務能力の向上
- (2) 時代に対応した行政組織
 - ・新幹線開業後のまちづくりにソフト・ハードの両面から一体となって取り組むための建設部と都市整備部の統合

3 健全財政の確保

- (1) 健全な財政運営
 - ・将来にわたり持続可能な安定した財政構造の確立に向けた、「財政健全化方針」の徹底による財政規律の強化
 - ・「選択と集中」の考え方の下、地域の活力の創出や新たな行政課題への対応を念頭に「歳入に相応した歳出」を原則とした財政運営による経常収支比率80%台の堅持
- (2) 市税等収納確保対策の強化
 - ・口座振替手続きの簡便化による納税環境の整備（ペイジー口座振替サービスの導入）
 - ・市税収納対策の強化に向けた滞納管理システムの導入

- ・徴収強化月間の設定と、納税推進員による戸別訪問や市税納付お知らせセンターによる電話催告の実施
- ・特別徴収への移行促進に向けた取組、多様な歳入確保策の検討
- ・税務アドバイザーを活用した早期の滞納整理の継続

(3) 市債の適正管理

- ・事業の優先度、緊急度、事業効果等を十分に勘案した事業の選択と交付税措置のある有利な起債の活用による実質公債費比率 18%未満の堅持
- ・新幹線開業後における事業債の「市債発行額≦償還元金」の原則の徹底

(4) 地方公営企業の経営健全化

- ・市民病院第Ⅳ期中期経営計画（平成 26～30 年度）に基づく安全・安心・納得の医療の提供、地域に根差した医療や急性期・高度医療の充実及び経営の安定
- ・簡易水道事業の効率的な経営体制の確立のための、水道事業との統合に向けた検討
- ・人口減少や施設の更新需要の拡大、施設の長寿命化等を踏まえた、新水道ビジョン及び下水道ビジョンの策定に向けた検討

4 公共施設の適正配置

(1) 公共施設の再編

- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に向けた公共施設等総合管理計画の策定
- ・伏木地区コミュニティ施設（仮称）の開設に伴う、伏木福祉会館と伏木図書館の廃止及び跡地の整理方針の検討
- ・今後の看護師需要の増加や施設の老朽化への対応に向けた、統合看護専門学校の整備推進
- ・万葉なかよし保育園の設置による、二上・守山地区における保育園の統合
- ・良好な教育環境を確保するための学校規模適正化に向けた、五位中学校区内小学校における統合協議会の設置

(2) 未利用財産等の機能転換、処分

- ・市内県立高校の教育環境の充実に向けた遊休市有地と市内県有地の交換
- ・市有固定資産台帳の整備着手（新地方公会計制度の整備に向けた取組み）
- ・小学校の余裕教室を活用した放課後児童育成クラブ室の設置

(3) 地域振興機能の確保に向けた施設機能の整理

- ・地域性が特に高いその他の公共施設について、地元移管を含めた将来的な在り方の検討

5 市民と共に歩む市政

(1) 共創のまちづくりの推進

- ・「共創」のまちづくりを意識した、「市民と行政の協働のルール」の見直し
- ・市民活動の活性化とネットワーク化を推進する、市民協働プラットフォームの充実
- ・市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組むための市民協働事業の展開

- ・市民の発想を活かし、更なる本市の飛躍につながるような新市誕生 10 周年記念市民提案事業の実施

(2) 市民との情報の共有化

- ・地域情報化基本計画（平成 24～28 年度）に基づく、ICT利活用促進による安心・安全なまちづくりの推進
- ・子育て世代に対するより利便性の高い情報提供に向けた、子育て支援サイトの充実
- ・わがまちトークを中心とした市民との対話活動による、市民目線での行政運営の実施

6 職員数の適正化

職員定数：1,950 人（平成 26 年当初 1,970 人 前年度比△20 人）

職員実数：1,912 人（平成 26 年当初 1,929 人 前年度比△17 人）

【参考】 高岡市行財政改革推進方針（行財政改革アクションプラン）における削減目標
 平成 27 年初：H22 初の職員数を基準として △120 人（2,053 人⇒1,933 人）
 平成 27 年初：実績見込み △141 人（達成率 117.5%）

(1) 職員定数

区 分		平成 26 年度 当初	平成 27 年度 当初	差引
議会の事務局の職員		11	11	0 人
市長の事務 部局の職員	一般職員（下欄に掲げる職員を除く。）	908	900	△8 人
	高岡市民病院事業会計に属する職員	505	505	0 人
上下水道事業管理者の事務部局の職員		98	95	△3 人
監査委員の事務局の職員		5	5	0 人
農業委員会の職員		5	5	0 人
教育委員会の事務局の職員		63	60	△3 人
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員		147	141	△6 人
消防職員		228	228	0 人
合 計		1,970	1,950	△20 人

(2) 職員実数

区 分	平成 26 年度 当初	平成 27 年度 当初	差引
部局配置職員	1,907 人	1,885 人	△22 人
派遣等職員	22 人	27 人	5 人
合 計	1,929 人	1,912 人	△17 人

(3) 主な執行体制の見直し

- ① 事務事業の執行体制の見直し（△ 2 2）
 - ・新幹線関連業務の終了
 - ・建設部と都市整備部の統合
 - ・守山保育園と二上保育園の統合
 - ・短時間再任用職員の活用
- ② 民間委託・民営化、事務の共同処理又は廃止（△ 2）
 - ・ごみ焼却業務の共同処理と焼却施設の廃止
- ③ 事務事業の増加等（+ 7）
 - ・政策立案・調整機能の充実
 - ・次期総合計画の策定開始
 - ・公共施設等総合管理計画の策定
 - ・文化創造施策の推進
 - ・国勢調査に向けた体制強化
 - ・未熟児訪問指導事業等の事務移譲への対応 など

7 行政組織の整備再編

- (1) 建設部と都市整備部の統合
 - ・建設部（3課1センター体制）及び都市整備部（4課体制）から、都市創造部（7課体制）への組織再編
- (2) 生活環境部の再編
 - ・多文化共生・国際交流や男女平等・共同参画を含めた市民生活に身近な施策を所管し、共創のまちづくりの一層の推進を図るための部局として、生活環境部から市民生活部への組織再編
- (3) その他事務事業の推進等のための組織の見直し
 - ・文化創造都市の実現に向けた施策を推進するため、経営企画部に文化創造課を設置
 - ・新幹線開業後における総合的な交通施策の推進のため、都市創造部に交通政策課を設置
 - ・子ども・子育て施策を一体的に推進するため、福祉保健部内に児童育成課を改組して子ども・子育て課を設置するとともに、同課に保育所・幼稚園に関する相談や手続き等を一元的に所掌する課内室として、保育・幼稚園室を設置
 - ・福岡地域における農地や林務、土木等の窓口として、経済振興課を改組して産業建設課を設置

8 職員給与等の見直し

- ・特別職給与の臨時的削減の継続（7%～15%）
- ・管理職手当の10%削減の継続
- ・人事院勧告、人事委員会勧告に準拠した給与制度の改定
- ・職員数の削減に伴う給与費総額での削減